

令和5年4月28日招集

第1回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和5年度 第1回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月28日(金) 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 大会議室

3. 出席委員 : (23名)

1. 酒井 敏行	2. 古城 富久	3. 渡邊 秀一	4. 坂本 孝明
5. 西尾 啓	6. 渡邊 実	8. 半田 充	9. 渡部 明弘
10. 内田 正一	11. 外内 豊明	12. 佐々木 隆正	13. 柴原 壽美雄
14. 佐藤 洋子	15. 矢渡 健一	16. 佐々木 尚治	17. 中川 治
18. 本間 隆	19. 池 克博	20. 古屋野 勝	21. 土屋 七司
22. 濱田 嘉夫	23. 金田 勝廣	24. 山本 利雄	

4. 欠席委員 : (1名) 7. 佐藤 洋子

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議件

1) 農地部会所掌案件

- ・ 農地法の適用を受けない事実確認願について
- ・ 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 農用地利用集積計画について (農林公社)
- ・ 農用地利用集積計画について

協議・報告事項

- ・ 農地転用事実確認願について
- ・ 農地法第18条の規定による通知について
- ・ 認定農業者について

議案

1) 令和5年度佐渡市農業委員会事業方針及び事業計画 (案) について

(3) 協議・連絡事項

- ・ 代表者会議の報告について
- ・ 佐渡市農業委員会の委員等候補者の推薦及び応募状況の中間公表について
- ・ 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について
- ・ 令和5年度農地パトロール実施要領 (案) について
- ・ 令和5年度巡回農事相談事業実施要領 (案) について
- ・ 令和5年度農業委員会視察研修 (案) について
- ・ 令和5年度佐渡市農業委員会事務局体制について

- ・ 各選任委員より連絡事項等について
- ・ 会務報告・予定について
- ・ その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局 長 計良 朋尚 次 長 木下 和重 係 長 野嶌 雅博 係 長 伊藤 雅之
主 任 池 剛宏

8. 会議の概要

局 長	本日は、お忙しい中、令和5年度第1回総会にご参集をいただきありがとうございます。4月より農業委員会でお世話になることとなりました、計良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和5年度第1回農業委員会総会を開会いたします。はじめに、山本会長よりご挨拶を申し上げます。
山本 会長	(会長挨拶)
局 長	ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。7番佐藤委員の1名でございます。 ただ今の出席委員は、委員定数24名中23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告します。 今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスクの着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。 それでは、山本会長より、議事の進行をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、第1回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」についてお諮りいたします。議事録署名委員につきましては、議長一任で異議ありませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がございますので、議事録署名委員に5番西尾委員、21番土屋委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。 はじめに、「(1)農地部会所掌案件」について審議をおこないます。4月20日に開催された農地部会審議概要について、佐々木農地部会長から概要報告をお願いします。
佐々木 部会長	4月分の農地部会を20日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。

議 長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願い」 9 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査を行った 2 番古城委員から報告をお願いします。
2 古城 富久	案件 1 番について、3 月 29 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に、案件 2 番から 4 番について現地調査を行った 2 3 番金田会長職務代理者から報告をお願いします。
2 3 金田 勝廣	案件 2 番から 4 番について、3 月 23 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 5 番について現地調査を行った 2 1 番土屋委員から報告をお願いします。
2 1 土屋 七司	案件 5 番について、令和 4 年 12 月 22 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 6 番について現地調査を行った 5 番西尾委員から報告をお願いします。
5 西尾 啓	案件 6 番について、3 月 28 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 7 番について現地調査を行った 6 番渡邊委員から報告をお願いします。
6 渡邊 実	案件 7 番について、3 月 28 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	続いて、案件 8 番について現地調査を行った 1 2 番佐々木農地部会長から報告をお願いします。
1 2 佐々木隆正	案件 8 番について、令和 4 年 11 月 29 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。

議 長	続いて、案件 9 番について現地調査を行った 1 3 番柴原委員から報告をお願いします。
1 3 柴原壽美雄	案件 9 番について、3 月 24 日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。「農地法の適用を受けない事実確認願い」 9 件を承認し証明書を発行することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「農地法の適用を受けない事実確認願い」 9 件を承認し証明書を発行することに決定いたします。次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」 7 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それでは、案件 1 番について現地調査を行った 1 番酒井委員から報告をお願いします。
1 酒井 敏行	案件 1 番について、4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしています。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 2 番古城委員から報告をお願いします。
2 古城 富久	案件 2 番について、3 月 29 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしています。
議 長	続いて、案件 3 番について現地調査を行った 3 番渡邊農政振興部会長から報告をお願いします。
3 渡邊 秀一	案件 3 番について、4 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしています。
議 長	続いて、案件 4 番について現地調査を行った 5 番西尾委員から報告をお願いします。

5 西尾 啓	案件 4 番について、3 月 28 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしています。
議 長	続いて、案件 5 番について現地調査を行った 9 番渡部委員から報告をお願いします。
9 渡部 明弘	案件 5 番について、4 月 21 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしています。
議 長	最後に、案件 6 番、7 番について現地調査を行った 1 2 番佐々木農地部会長から報告をお願いします。
1 2 佐々木隆正	案件 6 番について 2 月 27 日に、7 番については令和 4 年 4 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されていました。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしています。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。「農地法第 3 条の規定による許可申請」7 件を許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「農地法第 3 条の規定による許可申請」7 件を許可することに決定いたします。次に、「農地法第 4 条の規定による許可申請」2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それではここで、案件 1 番について現地調査を行った 1 2 番佐々木農地部会長から報告をお願いします。
1 2 佐々木隆正	案件 1 番について、令和 4 年 11 月 29 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。許可基準を満たしていましたのでご審議をお願いします。
議 長	次に、案件 2 番について現地調査を行った 1 8 番本間委員から報告をお願いします。
1 8 本間 隆	案件 2 番について、4 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。許可基準を満たしていましたのでご審議をお願いします。

議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は、いずれも、県農業会議への諮問の必要がない案件です。「農地法第4条の規定による許可申請」2件を許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」2件を許可することに決定いたします。次に、「農地法第5条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それではここで、現地調査を行った23番金田会長職務代理者から報告をお願いします。
23金田 勝廣	案件1番について、令和4年4月26日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。許可基準を満たしていましたのでご審議をお願いします。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。「農地法第5条の規定による許可申請」1件を許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」1件を許可することに決定いたします。次に、「農用地利用集積計画（農林公社）」について上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それでは、農用地利用集積計画（農林公社）について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。「農用地利用集積計画（農林公

	社)」の所有権移転案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、「農用地利用集積計画（農林公社）」の所有権移転案件について、すべて原案のとおり決定することにいたします。次に、「農用地利用集積計画（別冊）」について上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	（事務局 説明）
議 長	それでは、農用地利用集積計画（別冊）について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
	（意見、質問なし）
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。それでは、はじめに利用権設定案件の１番の１件について採決を行います。ここで関係者である委員の退席を求めます。
	（委員 退席）
議 長	それでは、「農用地利用集積計画（別冊）」の利用権設定案件の１番の１件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、案件１番の１件について、原案のとおり決定することにいたします。
	（委員 着席）
議 長	次に、議事参与案件であった、１番の１件を除いた２番から９２番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、１番の１件を除いた２番から９２番の案件につきまして、すべて原案のとおり決定することにいたします。以上で農地部会所掌案件における議案審議はすべて終了いたしました。 それでは、農地部会所掌案件における協議・報告事項に移ります。はじめに、「農地転用事実確認願い」１件について事務局から説明をお願いします。

事務局	(事務局 説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	次に、「認定農業者について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局 説明)
議 長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議 長	以上で農地部会所掌案件における協議・報告事項は終わりました。協議報告事項 3 件については、ご承知いただきたいと思います。 それでは、次に、(2) 議案第 1 号の審議に入らせていただきます。「令和 5 年度佐渡市農業委員会事業方針及び事業計画 (案)」を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局 説明)
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。 (意見、質問なし)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。議案第 1 号「令和 5 年度佐渡市農業委員会事業方針及び事業計画」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、議案第 1 号「令和 5 年度佐渡市農業委員会事業方針及び事業計画」については、原案のとおり決定することにいたします。これをもちまして、日程第 2 「議事」を終了いたします。 それでは、次に、日程第 3 「協議・報告事項」に移ります。

	(1) 代表者会議の報告について (2) 佐渡市農業委員会の委員等候補者の推薦及び応募状況の中間公表について (3) 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について (4) 令和5年度農地パトロール実施要領(案)について (5) 令和5年度巡回農事相談事業実施要領(案)について (6) 令和5年度農業委員会視察研修(案)について (7) 令和5年度佐渡市農業委員会事務局体制について (8) 各選任委員より連絡事項について (9) 農業委員会法の規定による職員の兼任について (10) 会務報告・予定について (11) その他
議 長	これを持ちまして、議事日程記載の案件は、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (会長は議長を退任)
局 長	委員の皆さまには、慎重審議をいただき、大変ありがとうございました。それでは、終わりに、金田会長職務代理者より、ご挨拶を申し上げます。
金田会長職務代理者	(閉会のあいさつ)

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 山本 利雄

署名委員 5番 西尾 啓

署名委員 21番 土屋 七司